

# はちじょう 11月

## 町の人口 (10月1日現在) (先月1日比)

人口	7,843人	減	3人
男	3,886人	減	3人
女	3,957人	増減	0人
世帯数	4,447世帯	減	13世帯

9月中の異動	転入ほか……23人 (うち出生 7人)
	転出ほか……26人 (うち死亡 8人)

## 各地域の人口・世帯数 (10月1日現在) ※外国人含む

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,064	1,808	1,846	3,654
大賀郷	1,486	1,293	1,309	2,602
檜立	303	267	264	531
中之郷	386	356	370	726
末吉	208	162	168	330

## 10月5日 平成27年度八丈町防災訓練



今年度は、大雨による災害を想定して実施され、中之郷屋内運動場への避難訓練や、消火訓練、AEDの講習、アルファ化米の炊き出しなどを行いました。

## 目次

- 02 ▶ 町長就任のあいさつ
- 02-04 ▶ 平成26年度公営企業会計決算のあらまし
- 05-06 ▶ 平成27年度公営企業会計予算の状況
- 07 ▶ 平成27年度自治振興委員の集い/八丈高校授業公開のお知らせ
- 08-09 ▶ マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください!
- 10 ▶ 住民係からのお知らせ/町税の滞納処分を強化しています ほか
- 11 ▶ 税のお知らせ
- 12 ▶ 国保だより
- 13 ▶ 国民年金/「ザ・BOON、裏見ヶ滝温泉、尾越温泉井戸」臨時休業のお知らせ
- 14 ▶ し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ/環境だより
- 15 ▶ 水道だより/身体活動を増やしましょう
- 16 ▶ 子どもの定期予防接種のお知らせ/母子保健 ほか
- 17 ▶ マル親医療証現況届のお知らせ/障害者手当のご案内
- 18 ▶ 教育委員会だより/国の教育ローン
- 19 ▶ 図書館からのお知らせ/~小学校入学を迎えるご家庭へ~就学時健診を実施します ほか
- 20 ▶ 児童虐待防止推進月間/子ども家庭支援センターからのお知らせ ほか
- 21-23 ▶ お知らせ掲示板
- 24-25 ▶ 交通安全ポスター、ごみの減量化ポスター、火災予防ポスター・標語 入選作品
- 26-28 ▶ 参加しませんか? 募集しています!
- 29 ▶ はちじょうトピックス/平成27年台風第18号等大雨災害義援金について

## 就任のあいさつ 八丈町長 山下 奉也



このたび、引き続き八丈町政の重責を担わせていただくことになりました。新たな決意と情熱をもち「未来へ躍進」する町づくりのため、全力を傾注する所存です。

町長として、これまでの4年間、町民の皆さまより多くのご意見を賜りました。これらのご意見を継続して町政に活かすため、鋭意取り組んでまいります。

また、地方創生の流れのなかで、少子高齢化、人口減少対策や雇用創出などの取組みについても、本町の地域特性や可能性を最大限に生かしていかなければなりません。

スピード感のある町政運営には、議会をはじめ、町民の皆さまとの信頼がなによりも重要であると考えます。今後とも、皆さまのご理解とご協力、ご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

## 平成26年度公営企業会計決算のあらまし

八丈町は、水道事業・一般旅客自動車運送事業・病院事業の3事業について、地方公営企業法の規定の全部適用を受け、それぞれ特別会計を設けて、独立採算制の企業会計方式により経営しています。

本年度の会計処理においては、地方公営企業会計に導入された新会計基準を適用しました。このため、年度末の財政状況は、前年度の決算との比較において大きな相違が発生しています。

### 1. 水道事業会計

本事業は、町民により安全でおいしい水を供給するために、水道施設の整備を図りながら安定給水の確保に努めてまいりました。本年度の主な建設改良事業としては、配水能力を充実させ、水量を安定確保するために坂下地区配水管布設工事（第十四工区）・（第十五工区）および坂上地区配水管布設工事（第十一工区）・（第十二工区）を、施設機能の向上のため、坂下・坂上地区水道施設機器改修工事を実施しました。

本年度の総収益は411,674千円（前年比119,327千円の増）総費用は445,697千円（前年比154,893千円の増）となり、当年度純損失が34,023千円となりました。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金総額43,081千円のうち、資本勘定に繰入れた一般会計補助金12,173千円を除く5,062千円を営業外収益、25,846千円を特別利益として損益勘定に繰入れました。

#### (1) 収益的収入および支出

【収益的収入】 (単位：千円)

区 分	決算額
給水収益（水道料金）	262,912
負担金（給水装置負担金）	1,270
雑収益	346
一般会計補助金	5,062
長期前受金戻入	116,238
特別利益	25,846
合 計	411,674

【収益的支出】 (単位：千円)

区 分	決算額
人件費	55,629
物件費	103,122
減価償却費	222,288
支払利息	28,552
繰延勘定償却	3,355
雑支出	281
特別損失	32,470
合 計	445,697

当年度純損失	34,023
--------	--------

**(2) 資本的収入および支出**

【資本的収入】		(単位：千円)	【資本的支出】		(単位：千円)
区 分	決算額		区 分	決算額	
企業債	104,000		配水施設費	9,760	
一般会計補助金	12,173		坂下地区上水道整備費	181,888	
国庫補助金	13,063		坂上地区簡易水道整備費	57,889	
都補助金	118,138		固定資産購入費	3,342	
合 計	247,374		企業債償還金	104,779	
			合 計	357,658	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 110,284 千円は、消費税資本的収支調整額 8,105 千円、損益勘定留保資金 102,179 千円で補てんした。

**2. 一般旅客自動車運送事業会計**

本事業は、町民の身近な公共機関として、また、観光客の便利で手ごろな交通手段として、引き続き安全・安心な輸送サービスの提供や接遇の向上を図りながら、一人でも多くの方に利用いただけるよう努めてまいりました。しかしながら、乗合バス収入は微増した一方、観光貸切バス収入は、前年同様関西方面への営業や観光振興実行委員会の集客事業などを実施したものの、貸切バス利用回数の減少により減収となりました。こうした中、町役場と町立八丈病院をつなぐ新設道路「宮の平九蔵金土線」が開通したことにより、乗合バス路線変更（路線延長）をしました。また、老朽化した大型バス1両を、小型バスへ更新しました。乗合バスの基準賃率は、平成26年4月1日から31.4円（改訂前30.6円）に改定しました。

本年度の総収益は141,207千円（前年比28,601千円の増）、総費用は144,162千円（前年比31,959千円の増）となり、当年度純損失が2,955千円となりました。

繰入金については、一般会計からの繰出金総額92,867千円のうち、63,000千円を営業外収益、29,867千円を特別利益として損益勘定に繰り入れました。

**(1) 収益的収入および支出**

【収益的収入】		(単位：千円)	【収益的支出】		(単位：千円)
区 分	決算額		区 分	決算額	
乗合収益	13,761		人件費	76,350	
貸切収益	32,191		物件費	21,697	
雑収益	180		減価償却費	12,610	
一般会計補助金	63,000		支払利息	90	
都補助金	108		繰延勘定償却	1,065	
長期前受金戻入	1,220		雑支出	1,963	
特別利益	30,747		特別損失	30,387	
合 計	141,207		合 計	144,162	

当年度純損失	2,955
--------	-------

**(2) 資本的収入および支出**

【資本的収入】		(単位：千円)	【資本的支出】		(単位：千円)
区 分	決算額		区 分	決算額	
企業債	19,000		固定資産購入費	21,540	
合 計	19,000		企業債償還金	10,782	
			合 計	32,322	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 13,322 千円は、消費税資本的収支調整額 1,567 千円、損益勘定留保資金 11,755 千円で補てんした。

### 3. 病院事業会計

町立八丈病院は、東京の島々の中で唯一の自治体病院であり、離島における医療確保のため、町民はもとより青ヶ島村民および八丈近海を航行する他府県からの漁船員ならびに島を訪れる観光客など多くの患者に対処するとともに、内科・外科・小児科・産婦人科のほか12の臨時診療（専門外来）を実施し、伊豆諸島における中核的病院としての役割を果たしています。本年度は改修工事では、手術室エアコン設置工事、地下タンク（灯油）改修工事を実施しました。医療機器については、解析付心電計、デジタルホルダー記録器、血圧脈波装置、光電デジタル脳波計、人工呼吸器サーボベンチレーターならびに個人用透析監視装置（8台）などを整備し、医療サービスの充実を図りました。また、平成27年1月に、一般病床52床のうち8床を地域包括ケア病床へ転換しました。

本年度の総収益は1,405,866千円（前年比63,826千円の減）、総費用は1,425,200千円（前年比70,976千円の減）となり、当年度純損失が19,334千円となりました。繰入金については、一般会計からの繰入金総額556,143千円のうち、資本勘定に繰入れた一般会計負担金85,356千円を除く316,498千円（一般会計負担金63,009千円、一般会計補助金253,489千円）を医業外収益、154,289千円を特別利益として損益勘定に繰入れました。

#### (1) 収益的収入および支出

【収益的収入】 (単位：千円)

区 分	決算額
入院収益	262,908
外来収益	424,754
その他医業収益	35,476
都補助金	147,033
一般会計負担金	63,009
一般会計補助金	253,489
患者外給食収益	1,910
その他医業外収益	15,200
他会計補助金	404
長期前受金戻入	47,394
特別利益	154,289
合 計	1,405,866

【収益的支出】 (単位：千円)

区 分	決算額
人件費	510,482
材料費	169,137
経費	357,684
減価償却費	140,149
研究研修費	4,050
支払利息	35,665
繰延勘定償却	5,196
雑支出	41,206
特別損失	161,631
合 計	1,425,200
当年度純損失	19,334

#### (2) 資本的収入および支出

【資本的収入】 (単位：千円)

区 分	決算額
企業債	96,800
一般会計負担金	85,356
都補助金	39,304
他会計補助金	2,700
合 計	224,160

【資本的支出】 (単位：千円)

区 分	決算額
建物整備費	57,818
固定資産購入費	59,070
企業債償還金	163,258
合 計	280,146

資本的収入額が資本的支出額に不足する額55,986千円は、消費税資本的収支調整額8,658千円、損益勘定留保資金47,328千円で補てんした。

# 平成27年度公営企業会計予算の状況

## 1. 水道事業会計

### (1) 収益的収入および支出

【収益的収入】		(単位：千円)
区 分	予算額	
給水収益（水道料金）	314,740	
負担金（給水装置負担金）	1,566	
雑収益	326	
一般会計補助金	5,148	
長期前受金戻入	109,015	
合 計	430,795	

【収益的支出】		(単位：千円)
区 分	予算額	
人件費	54,666	
物件費	95,141	
減価償却費	225,792	
支払利息	27,105	
繰延勘定償却	3,356	
特別損失	3	
予備費	200	
合 計	406,263	

### (2) 資本的収入および支出

【資本的収入】		(単位：千円)
区 分	予算額	
企業債	244,500	
一般会計補助金	10,415	
国庫補助金	14,268	
都補助金	239,253	
合 計	508,436	

【資本的支出】		(単位：千円)
区 分	予算額	
配水施設費	60,652	
坂下地区上水道整備費	355,453	
坂上地区簡易水道整備費	106,182	
固定資産購入費	3,203	
企業債償還金	106,860	
合 計	632,350	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 123,914 千円は、消費税資本的収支調整額 19,346 千円、損益勘定留保資金 104,568 千円で補てんする。

## 2. 一般旅客自動車運送事業会計

### (1) 収益的収入および支出

【収益的収入】		(単位：千円)
区 分	予算額	
乗合収入	24,269	
貸切収入	56,386	
雑収益	200	
一般会計補助金	50,000	
都補助金	108	
長期前受金戻入	2,217	
合 計	133,180	

【収益的支出】		(単位：千円)
区 分	予算額	
人件費	76,093	
物件費	33,856	
減価償却費	15,349	
支払利息	154	
繰延勘定償却	1,066	
特別損失	1,001	
予備費	200	
合 計	127,719	

### (2) 資本的収入および支出

【資本的収入】		(単位：千円)
区 分	予算額	
企業債	20,000	
合 計	20,000	

【資本的支出】		(単位：千円)
区 分	予算額	
固定資産購入費	22,619	
企業債償還金	14,573	
合 計	37,192	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 17,192 千円は、消費税資本的収支調整額 1,660 千円、損益勘定留保資金 15,532 千円で補てんする。

### 3. 病院事業会計

#### (1) 収益的収入および支出

【収益的収入】		(単位：千円)
区 分	予算額	
入院収益	492,637	
外来収益	400,803	
その他医業収益	42,463	
都補助金	145,191	
一般会計負担金	60,302	
一般会計補助金	100,000	
他会計補助金	300	
患者外給食収益	1,969	
その他医業外収益	16,586	
長期前受金戻入	42,663	
合 計	1,302,914	

【収益的支出】		(単位：千円)
区 分	予算額	
人件費	544,858	
材料費	171,253	
経費	397,650	
減価償却費	144,204	
研究研修費	5,149	
支払利息	33,188	
繰延勘定償却	4,997	
予備費	200	
合 計	1,301,499	

#### (2) 資本的収入および支出

【資本的収入】		(単位：千円)
区 分	予算額	
企業債	87,000	
一般会計負担金	96,451	
都補助金	35,968	
合 計	219,419	

【資本的支出】		(単位：千円)
区 分	予算額	
建物整備費	62,068	
固定資産購入費	36,233	
工事請負費	1,296	
企業債償還金	180,644	
合 計	280,241	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 60,822 千円は、消費税資本的収支調整額 6,770 千円、損益勘定留保資金 54,052 千円で補てんする。

#### 解説 公営企業で使われる用語

- ・ **収益的収入および支出** 公営企業の営業活動から生ずる収益や費用で、収益的収入には営業収益・預金利子・国都補助金などがあり、収益的支出には、人件費・物件費などの諸経費のほか、減価償却費や繰延勘定償却などの現金の支出を伴わない費用も含まれます。
- ・ **資本的収入および支出** 公営企業の諸施設の整備、拡充などに伴う収支で、資本的収入には企業債や施設などに対する補助金などがあり、資本的支出には、建設改良費・固定資産購入費・企業債償還金などがあります。
- ・ **損益勘定留保資金** 収益的支出に現金の支出を必要としない費用（減価償却費・繰延勘定償却など）を計上することにより、資金が外部に流出することなく留保されます。この内部留保資金を損益勘定留保資金といいます。

■ 「公営企業会計決算・予算」についての問い合わせ ■ 企業課経理係 電話 2-1128

## 平成27年度自治振興委員・納税貯蓄組合長の集い

10月1日（木）に行われた「自治振興委員の集い」での意見交換会の内容は次のとおりです。

### 三根地域

**質問1** 地区居住者以外の方がゴミを出しているのので、広報や無線などで再度周知をお願いしたい。

**回答1** ご意見のように、集積所の維持管理に一切かわからず、よそのごみ集積所を使用することは、ルール違反となります。広報はちじょう9月号に「最寄りの集積所へ」という文字を太字にして、掲載したところですが、今後も、ルール違反が継続する場合、町職員を派遣して、当該住民に対応します。

**質問2** 神湊海水浴場への入り口付近への横断歩道の設置をお願いしたい。ダイバーや海水浴客は夏場かなりの人数が横断するが、横断歩道が無いため危険である。事故が起こる前に対処していただきたい。

**回答2** 八丈島警察署が、夏の数日間、交通量調査を行った結果、横断する人が少なく、現在のところは横断歩道を設置する必要は無いとの回答をいただきました。今後、再度夏場のシーズンに調査し、検討したいとのことですが、なお、看板などによる注意喚起を行い、さらなる安全確保を図っていきます。

**質問3** 出廻地区に街路灯を設置していただきたい。

**回答3** ご要望の場所につきましては、設置が済んだことをご報告いたします。

街路灯は通行の安全や防犯に役立つものであり、街路灯を覆うような樹木の伐採などに協力していただければ街路灯の効果も発揮できることから、地域でも街路灯の維持管理にご協力をお願いします。

### 大賀郷地域

**質問1** 甚太地区ゴミ集積場付近を山側に入り、農地の間を抜ける町道が大変な悪路であることから、舗装などの整備をお願いしたい。

**回答1** この道路を舗装整備するためには、町産業観光課の小規模農道整備事業という補助事業があり、2名以上の耕作者がいれば採択されます。くわしくは、産業観光課産業係にお問い合わせ頂き、積極的に利用してください。

**質問2** 出光スタンド横から八丈島酒造方面に抜ける町道の道路整備をお願いしたい。乳剤舗装をしているが、舗装面のはがれによるへこみが発生し、歩行にも支障がある。車のすれ違いもできないため、幅員も広げられればベストであるが、とりあえず路面の舗装改修をお願いしたい。

**回答2** これまでに数回舗装補修してきましたが、交差点部分がどうしても傷みやすいので、今回この交差点部分を、アスファルトで舗装補修しました。

**質問3** 甚太地区「グリーンポスト」付近の、南原海岸から上がってくる町道は、転落防止の壁が途中から無くなっているため、安全対策をお願いしたい。

**回答3** 現地を調査した結果、都道近くの両側に一部転落防護柵が設置されていない区間がありましたので、コンクリートで防護柵を設置しました。

## 八丈高校授業公開のお知らせ

(定時制) 11月8日(日) 午前8時30分～午後2時55分

どなたでもご覧いただけます。詳しい時間割などについては、問い合わせください。

■問い合わせ■ 都立八丈高等学校 電話 2-1181

## マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や 個人情報の取得にご注意ください！

内閣府のコールセンターや地方公共団体、消費生活センターなどに、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話、メール、手紙、訪問などに関する情報が寄せられています。

注意していただきたい事項、困った場合の相談窓口、これまでに寄せられている相談事例をお知らせします。マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問などには十分注意し、内容に応じて、相談窓口をご利用ください。

○マイナンバーは、10月から11月にかけて、世帯ごとに世帯全員分の通知カードが簡易書留で郵送される予定です。

※各世帯への通知は、市区町村により配布時期が異なります。市区町村ごとの郵便局への差出状況は、順次、地方公共団体情報システム機構の運営する個人番号カード総合サイトに掲載します。個人番号カード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp>

○マイナンバーの利用範囲は、法律で、社会保障、税、災害対策の3つの行政分野に限られており、マイナンバーを利用する手続では、原則、顔写真付きの身分証明書などで本人確認を徹底することになっています。

○マイナンバーの通知や利用などの手続で、口座番号などを電話などで聞くことはありません。不審な電話やメールはすぐに切るまたは無視することとし、内閣府のマイナンバー専用コールセンターや消費者ホットラインに連絡・相談いただくか、内容によっては、すぐに警察の相談専用窓口や特定個人情報保護委員会の苦情あっせん相談窓口をご利用ください。

### <このような電話などに注意してください！>

- マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続で、
  - ・国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求することは一切ありません。
  - ・A T Mの操作をお願いすることも一切ありません。こうした内容の電話や手紙、訪問には応じないてください。
- 電話、メール、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには十分注意してください。
- マイナンバーの関連であることをかたったメールが送られてきた場合、自分の勤務先など送付者が明らかかなものを除き、安易に開封しないよう、注意してください。
- 「なりすまし」の郵送物にご注意ください！
  - ・マイナンバーは、「通知カード 個人番号カード交付申請書 在中」、「転送不要」と赤字で書かれた封筒に入って、簡易書留で各世帯に郵送されます。普通郵便でポストに入っていることはありません。また、配達員が代金を請求したり、口座番号などの情報を聞いたりすることもありません。
  - ・個人番号カードの交付申請の返信用封筒には、顔写真や個人情報を記入した申請書を入れ、返信用封筒の宛先が「地方公共団体情報システム機構」であることを確認して返信してください。個人番号カードの交付申請書に口座番号などを記載することはありません。
- 「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。こうした手口で、人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。

### <実際に国などに相談のあった事例>

- 行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話があった。
- 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。
- 知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話があった。「専門家が管理するのか」と尋ねたところ、「私が管理する」と言ったので、不審に思い、電話を切った。
- 若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きをしているか」との電話があった。「まだ手続きをしていない」と答えると、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」などと言われ、不審に思い、すぐに電話を切った。
- 「対応しないと高額な罰金が科されるから契約するように」といった過度に誇張した話をして、商品販売や相談業務契約などを強引に取り付けようとする電話があった。
- 「マイナンバー制度が始まると金融機関に登録されている個人情報に訂正がある場合は取り消さなければならない」という電話があった。
- 電話で、国の行政機関をかたり、マイナンバー制度のアンケートとして、家族構成や年金受給者かどうかを聞かれた。
- 公的な相談窓口を名乗る者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄付をしたいという別の男性から連絡があり、そのマイナンバーを貸してほしいと言われたので教えた。翌日、「マイナンバーを教えたことは犯罪に当たる」と寄付を受けたとする機関を名乗る者から言われ、記録を改ざんするため金銭を要求され、現金を渡してしまった。

### ■問い合わせ■

- マイナンバー制度全般のご相談

内閣府 マイナンバー専用コールセンター 電話 0570-20-0178

IP電話などの方は 050-3816-9405

平日 午前9時30分から午後10時

土日祝日（年末年始を除く） 午前9時30分から午後5時30分

- 通知カードや個人番号カードのご相談

総務省 個人番号カードコールセンター 電話 0570-783-578

IP電話などの方は 050-3818-1250

平日 午前8時30分から午後10時

土日祝日（年末年始を除く） 午前9時30分から午後5時30分

- 不審な電話を受けたときは

消費者ホットライン 電話 188（いやや！）

※原則、最寄りの市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内しますので、相談できる時間帯は、お住いの地域の相談窓口により異なります。

- 詐欺など被害に遭われたら

警察相談専用電話 電話# 9110 もしくは八丈島警察署 電話 2-0110

※# 9110 は、原則、平日の午前8時30分から午後5時15分

- マイナンバーが含まれる個人情報（特定個人情報）の取扱に関する苦情申し立て

特定個人情報保護委員会 苦情あっせん相談窓口電話 03-6441-3452

平日 午前9時30分から正午、午後1時から5時30分

## 住民係からのお知らせ

■問い合わせ ■ 住民課住民係 電話 2-1123

### ◎確定申告に公的個人認証サービスの電子証明書を利用される予定の方へ

住民基本台帳カードについて平成27年12月末に交付が終了し、平成28年1月より個人番号カードの交付および新たな公的個人認証サービスの電子証明書の発行が開始されます。

(現行の住民基本台帳カードに搭載の電子証明書の有効期限は発行日から3年間です)

また、電子証明書が標準的に搭載される個人番号カードの交付申請はマイナンバー通知カードがお手元に届きしだい可能ですが、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し交付が遅れ、確定申告に間に合わない可能性があります。

現在、住民基本台帳カード搭載の電子証明書の期限が切れている方や、確定申告時期までに期限が切れる方について、平成27年12月22日(火)午後5時まで有料で電子証明書の更新を行うことが可能です。

個人番号カードの交付の遅延に備えたい方はご検討ください。

### ◎パスポートの申請はお早めに

原則として八丈町に住民登録している方が住民係で申請・受領することができます。**申請してから受領できるまでに3週間程度かかります**ので年末年始に海外への出国の予定をされている方は、余裕を持って申請してください。

## 町税の滞納処分を強化しています

～税負担の公平性を確保するために～

### ●納付にお困りの方は必ずご相談ください

納期限までに病気や怪我、事業の休廃止などの事情により、給付にお困りの方は納付相談をご利用ください。役場の業務時間内に来庁できない方は、電話申し込みにより平日の夜間(午後5時15分～午後7時)に納付相談を行っています。

### ●未納のまま放置すると滞納処分を行います

督促状・催告書などで自主納付をお願いしても納めない、または、納付相談を行わない、納付相談の要請に応じない場合は、納期内納税者との公平性を欠くことから、滞納処分を実施しています。

※滞納処分例・・・○差押(預金・給与・動産・不動産など)、○家宅搜索

## ～平成27年度住民税非課税の方へ～ご確認ください!

平成27年度の町・都民税(住民税)が課税されていない方に税務課より「非課税のお知らせ」を9月下旬にお送りしています。

お知らせが届いた方は、臨時福祉給付金の対象者となる可能性があります。

今一度ご確認ください、住民税が課税されていないにもかかわらず、お知らせが届いていない方は税務課までご連絡をお願いします。

なお、臨時福祉給付の申請については福祉健康課厚生係にお問い合わせください。

■問い合わせ ■ 住民税や申告に関すること 税務課 課税係 電話 2-1122  
臨時福祉給付金に関すること 福祉健康課厚生係 電話 2-5570

## ○ 11月の航路ダイヤ

### 【東海汽船】 電話 2-1211 「橘丸」

三宅島・御蔵島経由 東京竹芝-八丈島  
<東京竹芝発 22:30> <八丈島発 9:40>

### 【東京愛らんどシャトル】 空席状況アドレス (東邦航空ホームページ)

<http://tohoair-tal.jp/>

…詳しくは・東邦航空予約センター 電話 2-5222  
・問い合わせ 電話 2-5200

【ANA】電話 0570-029-222

機体情報 最大乗員数 A320 166人 B738 167人

便名	羽田発	八丈島着	機種
1891	7:35	8:30	B738
1893	12:10	13:05	A320
1895	15:45	16:40	A320

便名	八丈島発	羽田着	機種
1892	9:05	10:00	B738
1894	14:20	15:15	A320
1896	17:15	18:15	A320

11/1～11/30	普通運賃	往復割引(片道)
羽田=八丈島	22,390	15,190

※運航事業者の都合により、急な時刻変更などありますので、ご注意ください。

# 税のお知らせ

■問い合わせ■ 税務課 電話 2-1122

## 町税の納税は、安心・確実な口座振替で！！

町税の納税は、納期限毎に納付が完了する口座振替をぜひご利用ください。納め忘れがなく、確実に納付できます。

ご利用の申し込みは、町内金融機関・町役場および各出張所に備え付けの口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、振替用口座のある金融機関に提出すれば終了です。

※口座振替の開始は申し込み日からある程度の日数を要します。(通常1～1.5カ月程度)

※原則、各税目の納期限日に振替となります。

※残高が納期別税額に足りない場合は振替不能となり、後日送付する振替不能通知書に添付の納付書での納付となります。

※引き落とし(振替)は各税目の各納期限毎に1回です。1度振替不能となったものについては再引き落としはできませんので、振替不能とならないようご注意ください。

## 口座振替申し込みの際の注意点

町税口座振替の申し込みをされる際、納税管理人(※1)となっている方は、口座振替依頼書の備考欄に納税義務者(※2)の氏名を「○○○○様分」と記入していただくこととなっています。

この記入がない場合は、口座振替依頼書に記載されている納付義務者(※3)の単独名義で課税されている町税のみが口座振替の対象となりますのでご注意ください。

また、固定資産税などを共有名義で課税されている方で、筆頭者ではない方が口座振替の申し込みをされる際、共有名義分も口座振替の対象とする場合は、納税管理人の場合と同様、口座振替依頼書の備考欄に共有名義となっている納税義務者名義「○○○○外△名」を必ず記入してください。

この記入がない場合は、納税管理人の場合と同様となりますのでご注意ください。

## 口座振替ができない場合について

口座振替を申し込む時期によっては、手続きが間に合わず、口座振替がされない場合があります。その場合はあらかじめ口座振替ができない旨の文書と納付書を送付しますので、納期限までに同封の納付書にてお支払いください。

### 用語説明

※1納税管理人・・・納税に関する一切の処理につき便宜を有する者として納税義務者が定めた人。町に対し申告または申請のうえ、承認が必要。

※2納税義務者・・・町税を課され、町税の納付義務を有する人。

※3納付義務者・・・ここでいう納付義務者とは、納税義務者あるいは納税管理人のことで相続代表人は納税義務者に含まれる。

その他口座振替についてご不明な点がございましたら、問い合わせください。

## ご存知ですか？

生活保護法に規定する扶助を受けている方の固定資産税については、申請手続きを行った場合、原則として全額が減免の対象となります。ただし、減免される税額は、申請がなされた日以降に到来する納期限に係る分です。

**\*減免申請手続きは納期限前7日前までに「生活保護受給証明書」をお持ちいただき、八丈町役場税務課に申請してください。**

# 国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 電話2 - 1123

## ◎医療費が高額になったとき

医療費の自己負担が高額になったとき、国保に申請して認められれば、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。対象の方には、高額な医療費を支払った約2カ月後に申請書が届きますので、申請書および医療機関で支払った領収書と印鑑を持参のうえ、申請してください。また、事前に限度額適用認定証の交付を医療年金係で受ければ、支払が限度額までとなります（限度額は、所得区分によって異なります）。交付された限度額適用認定証を医療機関に提示してください（保険税を滞納していると認定証が交付されない場合があります）。

## ◎70歳未満の人の場合

平成27年1月から自己負担限度額が改定されました。同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が、下記の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。

	3回目まで	4回目以降 ※1
旧ただし書所得 901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
旧ただし書所得 600万円超～901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
旧ただし書所得 210万円超～600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12カ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

## ◎70歳以上75歳未満の人の場合

外来（個人単位）の限度額Aを適用後に世帯単位で限度額Bを適用します。入院の場合は、窓口での負担額がBの限度額までとなります。

	外来（個人単位）A	外来+入院（世帯単位）B
現役並み 所得者 ※1	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円] ※4
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ※3		15,000円

※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。

※2 70歳以上75歳未満の人で、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方。

※3 70歳以上75歳未満の人で、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方。

※4 過去12カ月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降44,400円

◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆国保税は国保制度の重要な財源です。納め忘れのないようご注意ください。

◆国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

◆病気や事故などにより保険税の納付が困難な方には、申請による減免制度がありますのでご相談ください。

※その他、国民健康保険証や制度についてわからないことや、疑問に思うことなど、住民課医療年金係までご相談ください。

# 国民年金

■住民課医療年金係 電話2-1123

■港年金事務所 電話03-5401-3211

■日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

## 【11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!】

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民年金加入の皆さんに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を行います。

主な活動は次のとおりです。

- ◆年金相談の窓口として全国各地で「出張年金相談」の開設
- ◆大学・高校などの教育機関や事業所などへ出向いての年金セミナーや年金制度説明会の開催
- ◆年金委員を対象とした研修会の開催

また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」となっています。ぜひ、この機会に「ねんきんネット」をご利用ください。

## 【国民年金保険料「5年の後納制度」が開始されています。】

平成27年9月30日に過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「10年の後納制度」が終了したところですが、平成27年10月1日から新たに、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができる「5年の後納制度」が、3年限りの特例として開始されました。この後納制度を利用するには、申込みが必要です。

(なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。)

※詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(0570-011-050)または、区市町村窓口へ問い合わせください。

## 各種問い合わせ

### ●一般的な年金相談に関する問い合わせ

0570-05-1165 (ナビダイヤル) PHS、IP 電話、海外からは 03-6700-1165 (一般電話)

**受付時間** 月 曜 日：午前8時30分～午後7時

火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談を受け付けます。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

### ●ねんきん定期便・ねんきんネット・ねんきん特別便に関する問い合わせ

0570-058-555 (ナビダイヤル) PHS、IP 電話、海外からは 03-6700-1144 (一般電話)

**受付時間** 月～金曜日：午前9時～午後7時

第2土曜日：午前9時～午後5時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

### ●国民年金保険料後納制度(保険料の納付の延長)に関する問い合わせ

0570-011-050 (ナビダイヤル) PHS、IP 電話、海外からは 03-6731-2015 (一般電話)

**受付時間** 月 曜 日：午前8時30分～午後7時

火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

## 「ザ・BOON、裏見ヶ滝温泉、尾越温泉井戸」 臨時休業のお知らせ

中之郷温泉「ザ・BOON」、「裏見ヶ滝温泉」、「尾越温泉井戸」は、温泉井戸しゅんせつ工事のため、下記の期間臨時休業します。なお、この間、他の町営温泉は休まず営業します。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■期 間 11月6日(金)～11月14日(土)

■問い合わせ ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

## し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は第2・4土曜日、日曜日、祝日です。

11月のし尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は次のとおりです。

1日(日)	3日(火・祝)	8日(日)	14日(第2土)	15日(日)
22日(日)	23日(月・祝)	28日(第4土)	29日(日)	

収集運搬業務の受付時間 午前8時～午後4時

収集運搬業者 (株)八丈島衛生総合企画 電話 2-0855

### 八丈町浄化槽設置管理事業について

町では、生活排水処理対策として、合併処理浄化槽の普及に取り組んでおります。浄化槽設置について、設置希望される方、もしくは「町浄化槽設置管理事業」の詳細について説明をご希望の方は、住民課浄化槽係まで問い合わせください。

### ○手数料、使用料などの納め忘れはありませんか？

し尿・浄化槽汚泥の汲取り手数料や、町設置の合併処理浄化槽の使用料などは納期限内に納めてください。納入通知書を紛失されても町会計課および各出張所でお支払いできます。

■問い合わせ ■ 住民課浄化槽係 電話 2-1123

# 環境だより

■問い合わせ ■ 住民課環境係 電話 2-1123

## ○11月3日(火)は、八丈町クリーンセンター・有明興業(株)八丈島営業所・中之郷埋立処分場は休みです。ごみの収集もありません。

※大賀郷地域の古着の収集は第2火曜日になります。

## ○スプレー缶(エアゾール缶)の穴あけは不要です。

中身が残ったスプレー缶に金属製の物を使って穴を開ける際に引火事故が発生する恐れがあります。スプレー缶は中身(ガス)を完全に使い切ってから穴を空けずに金属ごみの日に出してください。

### ①缶が空になったか確認する

・缶を振って音を聞いてみる。中身が残っていると「シャカシャカ」「チャブチャブ」などの音がします。

### ②ガス抜きキャップを使って、ガスを抜く

・製品に書いてある【ガス抜きキャップの使い方】をよく読んでください。  
 ・火気のない風通しの良い屋外で作業してください。  
 屋内で中身(ガス)を出すと、近くの火気や静電気ですり引火することがあり危険です。  
 ※ガス抜きキャップがない場合は、ボタンを押して中身(ガス)を完全に抜いてください。

### ③金属ごみの日に出す

・キャップやボタン等、容易に取り外せるものは分別してください。  
 ※容易に取り外せない場合は、そのまま出してください。

## ○ごみの正しい出し方について

・燃えるごみに、金属類・乾電池・電球・空きびん・空き缶などのごみの混入が見られます。また、びんやガラス製容器にプラスチックや金属製のキャップやふたが付いたまま出されています。取り外せるキャップやふたは、取り除いてください。  
 ・生ごみを狙って、ねこやカラスが集積所のごみを散らかしています。生ごみは新聞紙などで包んで、袋の外から見えないようにして出してください。  
 生ごみの水切りは効果的なごみの減量方法です。各家庭での水切りの徹底をお願いします。  
 ・ごみは、当日の午前8時30分までに自宅最寄りの集積所へ出してください。正しい分別がされていない無記名のごみ袋については、分別状況の確認や指導を目的に、町職員が中身のチェックを行う場合があります。

※ごみを出す際、正しく分別することが求められています。ご協力をお願いします。

## 水道だより

■問い合わせ■ 企業課水道係 電話2-1128

### ■水道メーターの定期交換

町が各家庭、企業などに設置し、管理している「水道メーター」は、計量法により有効期限が8年と定められ交換が義務付けられています。このため、有効期限が過ぎる前に水道メーターの交換を行っています。平成28年2月頃までを目処に、町が委託した沖山産機㈱が戸別訪問し、交換作業を行います。

交換対象：平成28年3月までに有効期限を迎えるメーター 交換費用：無料

### ■交換時のお願い

- ・ 交換のために敷地内に入ります。
- ・ 交換の際、15分ほど断水となります。(事前に声をかけます)
- ・ ご不在でも屋外に水道メーターがある場合、交換することがあります。  
(その際は作業終了のメモを入れます)
- ・ 交換後は空気や濁りが入る場合もありますので、浄水器やボイラーなどを経由していない蛇口で水を少し流してからお使いください。
- ・ 障害物や車両など、交換作業に支障のないようお願いします。

### ■「水道使用開始届」・「水道使用中止届」・「給水装置所有者変更届」の提出を忘れずに！！

①八丈町に転入する時や、八丈町から転出する時、島内での住所変更の際には「水道使用開始届」・「水道使用中止届」を提出してください。

②水道をお使いになる予定のない場合は、基本料金のかからない休止手続きが可能です。ただし1水栓につき、1回2,000円の手数料が必要になります。また、休止期間は最長で3年間までとなり、引き続き休止にする場合は再度休止手続きが必要になります。3年を経過して再度休止手続きをされない場合は開栓となり、基本料金が発生しますのでご注意ください。

③水道には実際に使用される使用者、支払者名義のほかに、水道の権利を有する所有者を変更することも可能です(所有者が死亡した場合や、土地・家屋の売買などがあった場合など)。変更される場合は、「給水装置所有者変更届」の手続きが必要になります。

※それぞれの手続きは、印鑑をお持ちのうえ企業課水道係、もしくは各出張所で行ってください。なお「給水装置所有者変更届」の場合は、相手方の印鑑が必要となる場合もあります。詳しくは企業課水道係まで問い合わせください。

### ■管路工事の開始について

皆さんへおいしい水をお届けするため、古くなった水道管の更新や新たに水道管を入れるなど、きれいな水をいつでも飲めるように水道管の布設工事を行っております。工事期間中は皆さんにご迷惑をおかけしますが、水道工事に対し、ご理解とご協力をお願いします。

水道料金のお支払いは便利な「口座振替」で

## — 身体活動を増やしましょう —

八丈島での生活において、車はかかせない日常生活品だと思います。とはいえ身体を動かさなければ、身体機能は衰退していくばかりです。

近場への買い物や子どもの送り迎え、お墓参り、等々…ちょっとした距離を散歩も兼ねて歩いてみるなどして、日常生活に少しでも身体活動を増やし、健康な身体の維持をこころがけましょう。



## 子どもの定期予防接種のお知らせ

●四種混合集団接種

日時： 11月12日（木） 午後3時～3時30分

●ヒブ集団接種&小児用肺炎球菌集団接種

日時： 11月26日（木） 午後3時～3時30分

●予約制個別接種

日時： 11月12日（木） 午後3時30分～4時

11月26日（木） 午後3時30分～4時

※今年度より受付時間が変更になっています。

●会場：町立八丈病院小児科

予約制個別接種は、お子さんの体調不良などで集団接種の機会を逃した方や時間の都合がつかない方などのために、毎月第2、第4木曜日に設けており、事前予約が必要です。ご希望の方は、実施日の1週間前までに問い合わせ先までご連絡ください。



■予約・問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

## 母子保健

■問い合わせ・申し込み■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

※健診の対象者には個別通知します

今月の健康診査

会場：保健福祉センター

2歳児歯科健康診査 11月11日（水） 午前9時15分～10時

○対象 平成25年8月6日～平成25年11月11日生まれの幼児

こども心理相談（要電話予約）

会場：保健福祉センター

11月17日（火） 午前9時～午後4時 ○対象 1歳6カ月以上の未就学児

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

すくすく相談（要電話予約）

会場：保健福祉センター

11月19日（木） 午前9時30分～11時30分

日頃の子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。母子健康手帳を持参してください。

両親学級（要電話予約）

会場：保健福祉センター 日時：下記4回コースで行います。

新しい命を迎える準備をしましょう。お母さんの体調が良い時にお越しください。お父さんも歓迎します。

1回目 11月27日（金） 午後1時30分～3時30分

妊娠中の生活の工夫、お母さんと赤ちゃんの栄養

2回目 12月 3日（木） 午後1時30分～3時30分

歯の健康（歯科健診・口腔内の健康の話）、マタニティ体操、沐浴

3回目 12月10日（木） 午後1時30分～3時30分

お産を迎える準備（お産の進み方、呼吸法）

4回目 12月17日（木） 午後1時30分～3時30分

赤ちゃんの健診・病気、産後の話



## 平成27年度子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか

子育て世帯臨時特例給付金の申請期限を11月30日（月）まで延長します。

申請がまだの方は早めの申請をお願いします。

公務員の方は勤務先より配布された申請書に所属庁の証明を受け、平成27年5月31日時点で住民票のあった市町村に提出してください。

■申請・問い合わせ■ 福祉健康課厚生係 電話2-5570

## 親医療証 現況届のお知らせ ■問い合わせ■ 福祉健康課厚生係 電話 2-5570

現在、ひとり親家庭等医療証をお持ちの方は有効期限が12月31日（木）となっています。引き続き、交付を希望される方は現況届を提出してください。

所得などを確認したうえで、該当される場合は新しい医療証を交付します。なお、現況届の提出が遅れた場合は年内の交付ができませんのでお早めにご提出ください。

また、対象世帯で医療証をお持ちでない方でも申請により該当する場合は交付します。

- 【助成対象】**
- ①母子、父子家庭の母または父（事実婚の状態にある場合は対象外です）
  - ②両親がいない児童を養育している養育者および18歳に達した年度末までの児童（障害がある場合は20歳未満）

- 【助成範囲】** 医療費の自己負担分を公費で助成します。  
（保険診療分のみ。助成割合は申請者の所得、課税状況により異なります。）

**【申請期限】** 11月13日（金）まで

**【申請場所】** 福祉健康課厚生係（1階7番窓口）および各出張所

- 【必要書類】**
- ①現況届
  - ②印鑑（認印）
  - ③対象となる方全員の健康保険証
  - ④平成26年分の所得を証明できる書類（公募確認できる場合は省略可能です。）
- ※平成27年1月2日以降に八丈町へ転入された方は、前住所地の区市町村役場にて所得が明記された課税（非課税）証明書を取得してください。
- ⑤児童扶養手当を受給されている方は、児童扶養手当証書
- ※平成27年10月末日までに、「平成27年度児童扶養手当現況届」を提出された方は省略できます。

## 障害者手当のご案内

### 特別児童扶養手当

- 対象者** 精神または身体の障害を有する20歳未満の児童を扶養する父母または養育者
- 受給できない方**  
対象となる児童が児童福祉施設などへ入所されている方、または障害を理由とする公的年金を受給されている方

### 心身障害者福祉手当

- 対象者** 20歳以上で次のいずれかに該当する方（65歳以上の新規申請者を除く）
- ①身体障害者手帳1・2級の方
- ②愛の手帳1～3度の方（知的障害中度以上）
- ③脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方
- 受給できない方**  
老人ホームなどの施設に入所されている方

### 重度心身障害者手当

- 対象者** 次のいずれかに該当する方（65歳以上の新規申請者を除く）
  - ①重度の知的障害があり、著しい精神症状などのため、日常生活において常時複雑な介護を必要とする方
  - ②重度の知的障害と重度の身体障害を重複して有する方
  - ③重度の肢体不自由であり、両上肢・両下肢とも機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する方
  - 受給できない方**  
施設へ入所されている方、病院または診療所に継続して3か月以上入院されている方
- ※ただし、いずれの手当も受給者の所得が所得限度額を超える場合は、支給されません。

■申請・問い合わせ■ 福祉健康課障がい福祉係 電話 2-5570

# 教育委員会だより

■ 問い合わせ ■ 教育課庶務係 電話 2-7071

## 今月の学校行事

- 各小学校 運動会
  - 三根小学校 期日：3日（火）
  - 時間：午前8時45分～
  - 大賀郷小学校 期日：3日（火）
  - 時間：午前9時～
  - 三原小学校 期日：3日（火）
  - 時間：午前9時～
- 三原中学校 職場体験
  - 期日：4日（水）～6日（金）
- 富士中学校 合唱コンクール
  - 会場：八丈町多目的ホールおじゃれ
  - 日時：7日（土） 開場 午前 9時30分 開演 午前9時45分
  - 会場：八丈町多目的ホールおじゃれ
  - 日時：8日（日） 開場 午前 9時15分 開演 午前9時30分
- 大賀郷中学校 音楽会
  - 期日：10日（火）～14日（土）
- 各小学校 移動教室
  - 期日：10日（火）～11日（水）
- 大賀郷中学校 学校公開
  - 期日：16日（月）～21日（土）
- 富士中学校 学校公開週間
  - 期日：16日（月）～21日（土）
- 大賀郷小学校 持久走大会
  - 日時：26日（木）午前10時15分～
  - スタート・ゴール：大賀郷小学校校庭
  - コース：大賀郷地域

## 大賀郷小学校の2学期の行事から

9月11日（金）の午後、八重根港で島内の3校の小学校6年生が合同で遠泳を行いました。今年は水位が低く堤防から船に乗り込めなかったため、泳ぐ場所まで優宝丸で送迎していただきました。（右上）

いよいよ遠泳開始です。16名の6年生は2列の隊列を保ちながら、片道250mのコースを2往復します。海難救助隊、八丈島警察署、漁業関係者の方々に見守られ、保護者の皆さんの熱い声援をうけながら、見事に全員が1kmの距離を完泳しました。（左下）

遠泳後は学校に戻り、保護者の方が用意して下さったカレーライスや豚汁で冷えた体を温め、全員で遠泳の成功を祝いました。（右下）



- 八丈町教育相談室 電話 2-0591 毎週火・金曜日 午前8時30分～午後5時
- 東京都教育相談センター（教育相談一般） 電話 03-3360-8008 平日 午前9時～午後9時  
土・日・祝日 午前9時～午後5時
- 東京いのちの電話 電話 03-3264-4343（24時間）

## 国の教育ローン

国の教育ローンでは、高校・短大・大学などへの入学や在学中に必要な資金の融資を、固定金利で利用できる制度です。詳しくは問い合わせください。

- 問い合わせ ■ 日本政策金融金庫「国の教育ローン」コールセンター 電話 0570-008656  
上記の番号がご利用になれない場合は 03-5321-8656

## 図書館からのお知らせ



### ●蔵書点検が終わりました。

10月25日（日）より通常どおり開館しています。今年もボランティアの皆さんに協力いただき、本などの所蔵データと現物を付き合わせる棚卸し作業などを行いました。また、図書館システムを更新し、ご自宅からインターネットで蔵書が検索できるようになりました。

### ●本は押し込まないでー図書館からのお願いー

蔵書点検後の図書館に来館された皆さんなら、本の背表紙が棚板の端にきれいに揃っている状態をご覧になったことがあると思います。本棚整理のひとつで「棚みがき」と言います。

背表紙を見やすくし本を探しやすくするための「棚みがき」なのですが、本を棚に戻す時などに一番奥まで押し込まれてしまい、背表紙が見づらくなっていることがあります。

見やすく使いやすい本棚を維持するため、本を押し込まないようお願いします。

### ●今月のおはなし会 14日（土）午前10時～11時 こどものほんのへや

子ども文庫の方が読み聞かせをしてくれます。工作遊びもあります。みんなでおしゃりやれ♪

### ●休館日 毎週月曜日・3日（火・文化の日）・27日（金・館内整理日）

### ●開館時間 午前9時30分～午後5時

### ●新着図書 ＊最新情報は八丈町公式サイトをご覧ください。ほぼ毎週更新しています＊

『あの人が愛した昼めしの店』NHK「サラメシ」制作班編 『激動東京五輪 1964』大沢在昌ほか著  
『かしい単細胞粘菌』中垣俊之 文 『ごいっしょにどうぞ』武田美穂 絵

＊返却期限を過ぎていませんか？ お手元の本、雑誌、DVDなどの返却日をご確認ください！＊

■問い合わせ■ 教育課スポーツ学習係 電話2-0797

## ～小学校入学を迎えるご家庭へ～ 就学時健診を実施します

日時：11月16日（月）／ 場所：大賀郷小学校・三原小学校

11月17日（火）／ 場所：三根小学校

来年度小学校へ入学するお子さんが対象です。詳しくは送付される案内をご確認ください。

### 健診時、「就学支援シート」を配布します

「就学支援シート」は、一人一人のお子さんがよりよい学校生活を送るために、保護者が誕生から現在までの成長の過程を振り返り、必要な支援や配慮を入学先の学校に伝えるための資料です。お子さんの心身の健康状態、日常生活、人とのかかわり、性格・行動の特徴、子育てで大切にしてきた工夫や配慮など、前もって学校に伝えておくことにより、学校では入学時から適切な態勢を取ることができます。

入学は、これから始まる学校生活の出発点です。学習面に困難があったり、対人関係が苦手だったり、健康に不安を抱えていても、みんなが希望を持って学校生活を始められるよう、「就学支援シート」の提出にご協力ください。

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話2-7071

## 町立病院臨時診療日 その他、専門外来診療

・糖尿病教室 11月6日（金） ・耳鼻咽喉科 11月16日（月）～18日（水）

その他、専門外来診療は下記のとおりですが、**予約制**となっています。

**診療科によっては予約の取り方が異なります**ので、平日の午前8時30分から正午までに、院内予約係窓口か、電話（2-1188）にてご連絡ください。

○その他の専門外来診療

・精神神経科 ・整形外科 ・内分泌内科 ・皮膚科 ・糖尿病内科  
・腎臓内科 ・消化器内科 ・神経内科 ・眼科 ・循環器内科 ・泌尿器科

■問い合わせ■ 町立八丈病院 電話2-1188

## 児童虐待防止推進月間

現在、親などによる子どもの虐待が深刻な社会問題となっています。

「すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」(児童憲章より抜粋)  
平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指しています。

### 子どもの虐待とは

身体的虐待・性的虐待・ネグレクト(養育の放棄)・心理的虐待など保護者(親または親にかわる養育者)によって子どもに加えられる行為です。

虐待かな?子どもの様子が気になる、疑いがある……気づいたことがありましたら、八丈町子ども家庭支援センターへご相談ください。相談者のプライバシーは守ります。みなさんの心配な声をお聞かせください。

また、保護者自身の出産・育児の悩み相談も受け付けています。(メール可)

■問い合わせ■ 八丈町子ども家庭支援センター 電話 2-4300  
E-mail: kodomo@town.hachijo.tokyo.jp

## 子ども家庭支援センターからのお知らせ

開館日 平日 午前8時45分～午後5時 第2土曜日 午前9時～正午  
第2土曜日以外の土、日、祝日はお休みです。

### 交流ひろばの催し 毎週水曜日 午前10時30分～11時

親子で楽しめる催しを企画しています。ぜひお越しください!

- 11月 4日(水) 手洗い大丈夫?
- 11日(水) ママ向けヨガ 講師・玉井 由木子
- 18日(水) パネルシアター
- 25日(水) むかしあそび

※11日(水)ママ向けのヨガでは、動きやすい服装でお越しください。

※育児・保健相談は随時受け付けています。

第2土曜日(14日)も  
0～5歳を対象に交流ひ  
ろばを開放しています♪

就学前のお子さんの身体測定 催し物がある日以外で可能なときに測定します。

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300

## 家族介護教室 『ケアケア交流講座』

ケアケア交流講座は、参加者と老人ホームやデイサービスで働く職員とが交流を図りながら、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり、高齢者の福祉などについての知識・技術を分かりやすく伝える講座です。今回は、福祉用具についてのお話をさせていただきます。どなたでも参加できますので、お問い合わせのうえご参加ください。

日時 11月19日(木) 午後1時～午後3時

場所 第二八丈老人ホーム 2階会議室

内容 『手すりの正しい使い方・床ずれ予防について』

講師 株式会社 ロングライフ 参加費 無料

申込 11月13日(金)までに電話でお申し込みください。

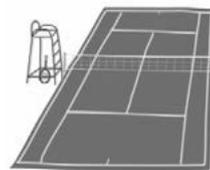
■問い合わせ・申し込み■ 八丈町地域包括支援センター 電話 2-0580



## 八丈町コミュニティセンター テニスコートフェンス改修工事のお知らせ

平成27年11月下旬から平成28年2月末にかけて、八丈町コミュニティセンター施設テニスコートのフェンス改修工事を行います。工事の期間中、コートの利用が出来なくなることがあります。ご理解ご協力をお願いします。詳しくは問い合わせください。

■問い合わせ■ 教育課スポーツ学習係 電話 2-0797





# ……お知らせ掲示板……



## 秋の全国火災予防運動

平成27年度全国統一防火標語 **「無防備な 心に火災が かくれんぼ」**

秋の全国火災予防運動が11月9日（月）から15日（日）まで実施されます。八丈町では今年に入り火災が4件（※10月現在）、昨年は8件発生しています。火災は、生命のみならず、貴重な財産や思い出も一瞬にして失ってしまう怖いものです。火気や電気器具の取り扱いには十分注意し、火災を未然に防ぎましょう。

### ～住宅防火 いのちを守る7つのポイント～

#### [ 4つの対策 ]

- ・逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐため防炎品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

#### [ 3つの習慣 ]

- ・寝たばこは絶対にやめる。
- ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどから離れる時は必ず火を消す。

■問い合わせ■ 八丈町消防本部予防係 電話 2-0119  
 メール yobou\_hfd@town.hachijo.tokyo.jp

## 原付免許試験のお知らせ

試験日（予定）：11月7日（土） 会場：八丈島警察署

受験を希望される方は、次のとおり申請をしてください。

合格者の実技講習・免許証交付日（予定）：12月12日（土）

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 第1回 受付・適性検査 | 午前9時～9時30分   |
| 学科試験        | 午前10時～10時30分 |
| 第2回 受付・適性検査 | 午後1時～1時30分   |
| 学科試験        | 午後2時～2時30分   |

※試験時間は30分。問題は50問、45問以上正解で合格となります。

※第1回目の試験で不合格の場合、希望者は第2回目も受験可能です。

#### ◆必要なもの

- ①住民票（本籍記載のもの）・・・ 1通
  - ②証明写真（縦3cm、横2.4cm 無背景）1枚
  - ③視力に自信の無い方は眼鏡またはコンタクト（両目で0.5以上）
  - ④過去に免許取消処分を受けた方は、取消処分者講習修了証（有効期間1年）
  - ⑤学科試験受験料・・・ 1,500円（1回）
- ※当日、住民票をお持ちで無い方は受け付けできません。

■問い合わせ■ 八丈島警察署交通係 電話 2-0110

## 八丈島地熱館 駐車場を使えない日があります

東京電力株式会社が実施する八丈島地熱発電所の定期点検などに伴い、発電所敷地内において大型車両が作業します。つきましては、定期点検の円滑な実施および八丈島地熱館の来館者の安全確保のため、以下の期間、地熱館の駐車場を閉鎖します。期間中にご来館の際には、「えこ・あぐりまーと」の駐車場をご利用ください。なお、駐車場は閉鎖しますが、地熱館は開館します。

ご理解とご協力をお願いします。

■閉鎖期間 11月4日（水）、7日（土）の2日間

※天候などの理由により作業工程に影響が出た場合、日程を変更や延長することがあります。

#### ■発電所の点検に関する問い合わせ

東京電力株式会社 八丈島事務所 電話 2-0009

■八丈島地熱館 電話 9-5426

■問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話 2-1120

## くらしの法律税金相談会開催

弁護士・司法書士・税理士などの法律関係者のボランティア「NPO 法人司法過疎サポートネットワーク」の主催により、「くらしの法律税金相談」が開催されます。法律の専門家が無料で相談に応じます。ぜひこの機会をご利用ください

### 無料相談（法律・登記・税金など）

「相続問題で親戚とトラブルになっている」、「子供に財産を譲ろうと思っている」、「土地や建物の登記のことで相談したいことがある」「相続税のことや確定申告のことで気になることがある」などの相談に弁護士・司法書士・税理士などが応じます。

**相談日時・場所** 11月14日（土）午前10時30分～午後4時30分 八丈町役場相談室 1・2

※相談に必要な資料などをご持参ください。

**実施機関・予約先** NPO 法人司法過疎サポートネットワーク 担当：小海(こかい)

電話 03-5919-3530

※事前予約も受け付けていますが、予約なしでも相談できますので、お気軽にお越しください。また、ご自宅などでも相談できます。

■問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話 2-1120

## 第 37 回八丈島無料法律相談会

賃貸借、売買、その他法律問題かどうかわからなくても大丈夫です。

お気軽に相談ください。予約された方を優先させていただきます。相談をご希望の方は事前に右記予約先まで電話またはホームページからご予約ください。

●日時 11月14日（土）午後0時30分～午後3時30分

●会場 七島信用組合八丈島支店 ●相談時間 40分（予定）

■相談責任者（予約先）

弁護士 相澤 和義（東京弁護士会） あぼろ法律事務所

電話 03-3526-8722

※土・日・祝日を除く午前10時～午後5時まで受付

■ホームページ <http://zenkikai.net/>  
（法友全期会で検索）

主催：東京弁護士会法友全期会（東京弁護士会所属弁護士グループ）

## 東京法務局 特設登記所開設

東京法務局では、職員派遣による特設登記所を開設し、不動産や商業・法人の登記申請に関する相談、相続や抵当権に関する相談、その他の登記相談、各種申請書および証明請求書の受け付けを実施します。

◎特設登記所へ相談などでお越しの際は、お手持ちの資料をご用意ください。

◎届出や申請などの際は、事前に法務局へ電話相談し、必要書類を確認することをお勧めします。

**日 時**：11月17日（火）午後2時30分～5時

11月18日（水）午前9時～正午、午後1時～4時30分

11月19日（木）午前9時～正午

**場 所**：八丈町役場1階 相談室1・2

■問い合わせ■ 東京法務局不動産登記部門 電話 03-5213-1330（不動産）

法人登記部門 電話 03-5213-1337（商業・法人）

## 町長上京日記 9月

16日～19日

◎ANA1894便にて上京

◎就任挨拶訪問

東京都島しょ町村一部事務組合、東京都島しょ振興公社、日本離島センターなど

東京都副知事、東京都各部局、東京都議会など

◎ANA1895便にて帰島

## 観光 おじゃれ11万人

■問い合わせ■ 産業観光課観光商工係 電話2-1125

### 来島者数・観光客数推計

	空 路		海 路		合 計		観光客（推計）		前年比
	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	
4月	5,865	6,900	1,158	753	7,023	7,653	4,856	5,292	▲8.2%
5月	7,024	7,865	1,972	1,479	8,996	9,344	8,592	8,924	▲3.7%
6月	4,877	5,060	1,224	1,000	6,101	6,060	4,612	4,581	0.7%
7月	8,108	8,219	1,823	1,886	9,931	10,105	7,712	7,847	▲1.7%
8月	12,749	12,793	4,832	4,695	17,581	17,488	14,881	14,802	0.5%
9月	7,745	7,240	2,363	1,973	10,108	9,213	8,425	7,679	9.7%
計	46,368	48,077	13,372	11,786	59,740	59,863	49,078	49,125	▲0.1%

※海路には、8月1日（にっぽん丸）の大型客船寄港分が含まれています。

## ～八丈町プレミアム商品券の使用期間がまもなく終了します～

- 使用期間 平成27年11月30日（月）まで
- 注 意
  - ①使用期間後の使用はできません。
  - ②購入した商品券は払い戻しできません。
  - ③使用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は使用者の責任になります。

### ○加盟店（使用できる店舗）の皆さんへ

商品券の換金期間は平成27年12月15日（火）までです。  
この期間を過ぎた商品券は無効となり、換金できませんのでご注意ください。

### ○アンケートにご協力をお願いします。

八丈町プレミアム商品券を発行しての実績や効果を測定するために、アンケートを実施しています。下記の場所にて配布、回収を行っています。ご協力よろしくお願いします。

八丈町商工会・八丈町産業観光課・三根出張所・檜立出張所・中之郷出張所・末吉出張所

■問い合わせ■ 八丈町商工会 電話2-2121

## 養育家庭（ほっとファミリー）制度

さまざまな理由で親と一緒に暮らすことのできない子どもたちを、養子縁組を目的としないで、家庭に迎え一緒に生活し、養育していただく里親制度です。

### ■申し込み資格

- 八丈町にお住まいで25歳以上65歳未満のご夫婦
- ※配偶者がいない場合は、子供の養育経験または保育士、看護師の資格があり、かつ養育の補助が出来る20歳以上の子または父母などが同居している方。
- 居室が2室10畳以上あること。

### ■どのような子どもを預かるの？

- 親の離婚・家出・病気・虐待などの理由で、親と一緒に暮らすことができない、おおむね18歳までの子ども

### ■養育に係る費用は？

- 日常生活や教育費などの養育費は、年齢などによって、1カ月数千円程度支払われます。
- その他養育家庭への手当が支払われます。

### ■養育に必要な支援

- 研修に参加していただき養育に必要な知識を学ぶことができます。

■問い合わせ■ 福祉健康課厚生係 電話2-5570

# 交通安全ポスター、ごみの減量化ポスター、

## ごみ減量化ポスター入選作品

### ●小学生部門



優秀 三原小6年 浅沼 采佳



佳作 三根小5年 菊池 輝介



佳作 大賀郷小6年 高須 翔英

### ●中学生部門



優秀 大賀郷中3年 今泉 咲季



佳作 大賀郷中3年 奥山 凛



佳作 三原中2年 沖山 龍

## 火災予防ポスター入選作品



優秀 三根小5年 渡邊 美青



佳作 三根小5年 浅沼 優衣



佳作 三根小5年 浅沼 渚紬

# 火災予防ポスター・標語 入選作品

■問い合わせ■  
総務課 電話 2-1121

## 交通安全ポスター入選作品

### ●小学生部門



優秀 三根小5年 おいかわ そら 及川 空



佳作 三根小6年 こみやま のえ 小宮山 乃咲



佳作 大賀郷小6年 やまね のどか 山根 和

### ●中学生部門



優秀 大賀郷中2年 もちまる 持丸 ゆい



佳作 大賀郷中2年 やました かずただ 山下 一祥



佳作 三原中1年 かわの しょうた 河野 渚太

## 火災予防標語入選作品

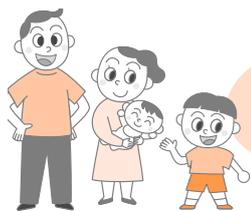
優秀 この町で 火事のサイレン 聞きたくない 三根小 3年 ひらい いっしゅう 平井 一舟

佳作 火をつけた 自分の責任 忘れずに 大賀郷小6年 しもにし めい 下西 芽生

佳作 火の用心 火を消さないと NO!用心 三原小 5年 しのはら あゆむ 篠原 歩武

交通安全・ごみの減量化ポスターを各小学校の高学年生と各中学校の生徒より、火災予防ポスター・標語を各小学校の3年生以上より募集した結果、交通安全ポスターには、小学生24点、中学生28点、ごみ減量化ポスターには、小学生55点、中学生86点、火災予防ポスターには166点、標語には252点、合計611点の作品が寄せられました。

審査の結果、入選された作品は啓発用ポスターに掲載させていただき、交通安全やごみ減量化と火災予防のPRに努めてまいります。たくさんのご応募ありがとうございました。

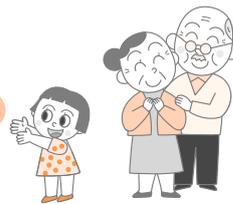


参加しませんか？  
募集しています！

行事

催し

講座



## 第35回八丈島パブリックロードレース 参加者大募集！！

毎年恒例！「八丈島パブリックロードレース」が次の日程で開催されます。  
みなさんのご参加をお待ちしています！！

(参加特典 ①記念Tシャツプレゼント ②懇親会へご招待)

■日程 平成28年1月10日(日) ■会場 富士中学校  
■主催 八丈島パブリックロードレース実行委員会

### ◆種目・料金

種目	区分	出場資格	参加費
「ハーフ」の部	①一般男子	中学生以上 (未成年者は保護者の承諾が必要)	一般 3,500円
	②壮年男子(40歳以上)		中・高校生 2,000円
	③女子		
「10km」の部	④一般男子	中学生以上 (未成年者は保護者の承諾が必要)	一般 3,000円
	⑤壮年男子(40歳以上)		中・高校生 1,500円
	⑥女子		
「3km」の部	⑦一般男子(中学生以上)	小学4年生以上 (未成年者は保護者の承諾が必要)	一般 3,000円
	⑧一般女子(中学生以上)		中・高校生 1,500円
	⑨小学男子		小学生 1,000円
	⑩小学女子		

### ■申込方法

- ①パンフレット付属の「振込取扱票」にて、郵便局から申し込み(振込手数料は参加者負担)  
※パンフレットは八丈島観光協会にて配布しています。
- ②インターネット・携帯サイト「ランネット」から申し込み  
クレジットカードなどの多様な支払い方法が選択可能となり、簡単・便利に大会エントリーと支払いができます。<http://runnet.jp/> (エントリー手数料は参加者負担)
- ③八丈島観光協会にて、直接申し込み(現金にて)

■申込締切 平成27年11月30日(月)

■問い合わせ ■ 八丈島観光協会 電話 2-1377

## 第13回八丈島夢伝大会 参加者 大募集！

### 増田明美さんも来島します！

八丈島夢伝実行委員会では、第13回八丈島夢伝大会を次のとおり開催します。「より良く生きたい」という「夢」を「伝える」ことを目的とした「夢伝大会」は、障がい者中心のウォーキング・マラソン大会です。参加者がお互いに励ましあい、交流を深めながら、共にゴールに向かってがんばるさわやかな大会です。ぜひ、お気軽にご参加ください。

- 日時 11月29日(日) 午前9時～午後1時
- 場所 大淵浦園地～ヤケンヶ浜～大淵浦園地～南原園地～大淵浦園地
- 種目など 1. ウォーキング 2. マラソン 3. 車イス  
4. 電動車イス 5. スタッフ
- 参加費 競技出場者・スタッフ 一律1,000円(お弁当代など含む)
- 申込期間 11月2日(月)～11月17日(火)
- 主催 八丈島夢伝実行委員会 ■会長 増田明美氏
- 問い合わせ ■ ちゃんこめ作業所 電話 2-3678



## 町立八丈病院からの募集案内！

～職員募集～

- ◆看護師 若干名 ◆助産師 2名 ◆薬剤師 若干名
- 対象者 資格保有者 ○選考方法 職員採用試験
- 1次試験 書類選考 ○2次試験 (1次試験通過者のみ) 口述試験 (面接)

～薬剤師 (パート) 募集～

- 対象者 資格保有者 ○選考方法 面接など
- 内容 薬剤師 ○提出書類 履歴書など ○勤務時間 応相談

～看護助手 (パート) 募集～

- 対象者 健康状態が良好で看護に興味のある方 ○選考方法 面接など
- 内容 看護助手 ○提出書類 履歴書 ○勤務時間 応相談

※履歴書は八丈町ホームページからダウンロードするか、町立八丈病院事務局でお受け取りください。勤務条件など詳細については、問い合わせください。

■問い合わせ・申し込み■ 町立八丈病院事務局 電話2-1188

## 八丈町放課後子どもプラン

### がじゅまる広場・とびっこクラブ指導員の募集!!

広場の維持のため、お手伝いいただける方を募集しています!!

子どもが好きな方ならどなたでも大歓迎です！あなたも一緒に働きませんか？

**対象者** 体力に自信があり、子どもが好きで、町内に住所を有する方  
(高校生についてはご相談ください)

**業務内容** 八丈町放課後子どもプラン (がじゅまる広場、とびっこクラブ (学童)) に参加する児童への安全管理、指導など

**勤務場所** 各小学校

**勤務時間 (シフト制)** 放課後 (おおよそ午後2時・場合によっては午後0時30分)～午後6時30分 (日祝を除く)

**応募方法** 八丈町の指定する履歴書に写真を貼付のうえ必要事項をすべて記入し、福祉健康課厚生係または教育課生涯学習係に持参してください。

**履歴書**……福祉健康課厚生係・教育課生涯学習係で受け取るか八丈町ホームページからダウンロード。

※「八丈町放課後子どもプラン」で検索 ページ下部のリンクよりダウンロードしてください  
保育士・幼稚園教諭・教員免許等保持者は優遇しますので履歴書に記入ください。

**勤務条件など** 八丈町臨時職員の任用に関する規程などによります。

※採用方法、注意事項、詳しい事業内容などは問い合わせいただくか、八丈町公式ホームページをご覧ください。



■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話2-7071

## 郷土料理教室

■問い合わせ・申し込み■

福祉健康課保健係 電話 2-5570

八丈島の郷土料理をこれから勉強してみたいと考えている方、一緒につくってみませんか？  
年4回開催予定で、今回は第3回目です。テーマは八丈産の野菜・海藻を使用した料理です。

■日 時 11月26日 (木) ■時 間 午前10時から午後1時

■場 所 保健福祉センター ■持 ち 物 エプロン・三角巾・筆記用具・包丁

■申込締切 11月4日 (水)～11月20日 (金) まで (定員16名)

## 町営住宅入居者募集（平成27年度第4回）

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。  
**島外の方も申し込みできる住宅があります。詳しくは問合せください。**

地域	団地名	棟・部屋番号	間取り・ 住戸専用面積	建設 年度	住宅使用料 〔標準〕	構造	住宅型別資格
三根	群ヶ平第2団地	1-201	3DK 57.1㎡	S60	15,100～ 29,700	鉄筋コンクリート造 2階建	2人以上世帯向け
		3-202	3DK 55.6㎡	S62	15,100～ 29,800		
		3-203					
三根	神湊第1団地	A-206	1K 36.1㎡	H14	11,800～ 23,100	鉄筋コンクリート造 2階建	単身世帯向け
三根	神湊第3団地	B-202	2LDK 70.2㎡	H12	22,700～ 44,600	鉄筋コンクリート造 3階建	2人以上世帯向け
三根	中道団地	1-103	3LDK 70.7㎡	H26	24,200～ 47,600	鉄筋コンクリート造 2階建	3人以上世帯向け
		1-204	2LDK 54.9㎡	H26	18,800～ 36,900	鉄筋コンクリート造 2階建	2人以上世帯向け
三根	富士見団地	1-104	1LDK 48.3㎡	H9	15,300～ 30,000	鉄筋コンクリート造 3階建	高齢者等専用（※1） 単身世帯向け
		2-204	2LDK 57.2㎡	H10	18,300～ 36,000	鉄筋コンクリート造 2階建	2人以上世帯向け
三根	桜平団地	C-201	2LDK 64.7㎡	H13	21,200～ 41,700	鉄筋コンクリート造 3階建	2人以上世帯向け
三根	丘里団地	B-202	2LDK 56.4㎡	H23	18,900～ 37,100	鉄筋コンクリート造 2階建	2人以上世帯向け
大賀郷	八蔵団地	4-201	3DK 58.8㎡	H2	17,200～ 33,700	鉄筋コンクリート造 2階建	3人以上世帯向け
		4-203					
中之郷	中之郷団地	1-303	3LDK 82.9㎡	H10	26,300～ 51,600	鉄筋コンクリート造 3階建	3人以上世帯向け （3人以上優先） 単身者期限付入居可（※2）
中之郷	藍ヶ江住宅	1	3LDK 76.3㎡	H19	23,900～ 46,900	木造一戸建	子育て家族優先（※3） 3人以上世帯向け 単身者期限付入居可（※2）
末吉	末吉団地	1-301	3LDK 79.5㎡	H10	25,700～ 50,600	鉄筋コンクリート造 3階建	3人以上世帯向け （3人以上優先） 単身者期限付入居可（※2）

《災害被災者受け入れなどのため、内容が変更になることがあります。ご了承ください。》

- （※1）60歳以上の高齢者の方、お体の不自由な方専用のバリアフリー住宅です。
- （※2）条件次第では単身の方も申し込める住宅です（期限付き）。ご希望の方は建設課管財係までご相談ください。
- （※3）18歳以下のお子さんを含む世帯、または出産の予定がある世帯向けの住宅です。

■受付期間

11月16日(月)～11月24日(火)  
 午前8時30分～午後5時15分  
 ※21日(土)、22日(日)、23日(月)は除く。

■応募できる方

- ①現在八丈町にお住まい、または転入見込の成年者。  
 ※ただし、八丈町にお住まいの方優先
- ②現に同居し、または同居しようとする親族（婚約者などを含む）がある方。（単身向け住宅を除く）
- ③世帯の所得が月額15万8千円以下（義務教育終了前の子どもを含む世帯や高齢者世帯などは21万4千円以下）の方。
- ④町税、保険料、使用料などを滞納してない方。
- ⑤現在、住宅に困っていることが明らかな方。
- ⑥暴力団員でないこと。

■申し込み方法

町役場建設課管財係で申込書を配布します。  
 必要事項を記入のうえ添付書類とともに提出してください。

■申し込み添付書類など

- ①入居者全員の住民票（続柄、世帯主などは省略しないでください）
- ②入居者全員の最新の八丈町の所得証明書（平成26年分）、最近転入された方は、現時点の収入見込証明書
- ③印鑑をご持参ください

■入居者の決定方法

書類審査のうえ入居の可否をお知らせします。  
 応募者が複数の場合は公開抽選を行い決定します。

■抽選会：11月26日（木）午後1時15分～  
 町役場1階相談室3

※当選された方は、抽選会後、入居に際しての説明が  
 ございます。多少、お時間をいただくことになりま  
 すのであらかじめご了承ください。

■入居決定後の手続き

- ①家賃3カ月分の住宅保証金の納付
- ②連帯保証人2名（島内在住者または親族に限る）  
 （保証能力を有する方、町税や公共料金などを滞納していない方）

■問い合わせ・申し込み ■ 建設課管財係 電話2-1124

## はちじょうトピックス

## 町民体育大会

10月11日(日)、各地域で町民体育大会が開催されました。あいにくの雨天でしたが、多くの方が参加され、汗を流すとともに交流を深めました。

なお、三根地域大会で実施された体力測定の結果については、三根出張所に掲示しています。

【三根地域 参加者約 200 名】



【大賀郷地域 参加者約 220 名】



【榎立地域 参加者約 120 名】



【中之郷地域 参加者約 120 名】



【末吉地域 参加者約 110 名】



## 平成27年 台風第18号等大雨災害義援金について

台風18号に伴う大雨により、平成27年9月9日から11日にかけて、関東・東北地方などの広い地域で、人的・物的被害が発生しました。この災害で被災された方々を支援するため、町では日本赤十字社の協力依頼のもと、義援金を受け付けています。皆さんの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

受付場所：福祉健康課厚生係（町役場1階7番窓口）および各出張所

受付期間：11月30日(月)まで 開庁時間内にお越しください。

■問い合わせ■ 福祉健康課厚生係 電話 2-5570

# SCHEDULE 2015 11月

三根公民館 大賀郷公民館 樫立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 町立八丈病院 立町 多目的ホール「おじゃれ」

日	月	火	水	木	金	土
1 『筑後川』IN八丈島2015 おじゃれ 開場13:00 開演13:30~ し尿収集運搬休業日	2 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	3 小学校運動会 し尿収集運搬休業日 図書館休館日	4	5 高齢者健康教室 樫 10:00~12:00	6	7
8 し尿収集運搬休業日	9 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	10 高齢者健康教室 末 10:00~12:00	11 2歳児歯科健康診査 保福 9:15~10:00 対	12 高齢者健康教室 中 10:00~12:00	13	14 図書館おはなし会 10:00~11:00 し尿収集運搬休業日
15 社会福祉協議会 福祉バザー し尿収集運搬休業日	16 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	17 こども心理相談 保福 9:00~16:00	18	19 高齢者健康教室 三 10:00~12:00 すくすく相談 保福 9:30~11:30	20 高齢者健康教室 大 10:00~12:00	21
22 し尿収集運搬休業日	23 し尿収集運搬休業日 図書館休館日	24	25	26 郷土料理教室 保福 10:00~13:00	27 両親学級1日目 保福 13:30~15:30 図書館休館日	28 し尿収集運搬休業日
29 八丈島夢伝大会 し尿収集運搬休業日	30 コミュニティセンター休館日 図書館休館日					

## 町役場開庁日

平日 8:30 ~ 17:15

## 温泉休業日

※定休日が祝日の場合は営業します。

## 町立病院 臨時診療日

受付時間 / 8:00 ~ 11:00

	診療日	診療時間
耳鼻咽喉科	11月16日(月)~18日(水)	9:00~
糖尿病教室	11月6日(金)	8:30~

※初めて町立八丈病院にかかる方は、8:30からの受付になります。  
※その他の専門外来診療は予約制です。診療科により予約方法が異なりますので、平日の午前8時30分から正午までの間に、院内予約係窓口または電話(2-1188)にてご連絡ください。

	休業日	
ふれあいの湯	2日 16日 30日	毎週月曜日
みはらしの湯	17日 24日	毎週火曜日
ザ・BOON	4日 6日~14日 18日 25日	毎週水曜日
やすらぎの湯	5日 19日 26日	毎週木曜日

11/6(金)~11/14(土)までザ・BOON、裏見ヶ滝温泉、尾越温泉井戸は井戸浚渫(しゅんせつ)工事のため臨時休業します。その間、他の町営温泉は休まず営業します。

## 11月のゴミ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ 古着…古着

### 三根

日	月	火	水	木	金	土
1	2 金属	3	4 資源 古着	5	6 燃・害	7
8	9 金属	10 燃・害	11 資源	12 びん	13 燃・害	14
15	16 金属	17 燃・害	18 資源	19	20 燃・害	21
22	23 金属	24 燃・害	25 資源	26	27 燃・害	28
29	30 金属					

### 大賀郷

日	月	火	水	木	金	土
1	2 燃・害	3	4	5 燃・害	6 金属	7
8	9 燃・害	10 資源 古着	11	12 燃・害	13 金属	14
15	16 燃・害	17 資源	18	19 燃・害 びん	20 金属	21
22	23 燃・害	24 資源	25	26 燃・害	27 金属	28
29	30 燃・害					

### 樫立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
1	2 燃・害	3	4 資源 古着	5 燃・害	6 金属	7
8	9 燃・害	10	11 資源	12 燃・害	13 金属	14
15	16 燃・害	17	18 資源	19 燃・害 びん	20 金属	21
22	23 燃・害	24	25 資源	26 燃・害	27 金属	28
29	30 燃・害					

※第3土曜日は施設点検の為、クリーンセンターのごみ受付業務を停止します。